

新型コロナウイルス

感染症の拡大を

防ぐために

二本松市内で、新型コロナウイルス感染症のクラスター(感染者集団)が発生し、市民にも陽性患者が確認されました。

市内での新型コロナウイルス感染症の拡大を、何としても食い止めるためには、市民一人一人の行動が、非常に重要です。



市役所カウンターでは、お客様と職員の間には透明な板等を設置させていただきます

- 1 **手洗い、うがい、^{せき}咳エチケットなどの基本的な予防対策を徹底してください。**
- 2 **密閉空間、密集場所、密接場面の「3つの密」を避けてください。大勢の人が集まるような、密集した場所には行かないでください。**
- 3 **市民の皆さんには、冷静に、自分と自分の大切な人を守るための行動をとり、一人一人が感染予防に協力をお願いします。**

以下のいずれかに該当する方は、帰国者・接触者相談センターにご相談ください。

- ・風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続く方
(解熱剤を飲み続けなければならない方も同様です。)
- ・強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある方

以下のような方は重症化しやすいため、この状態が2日程度続く場合には、帰国者・接触者相談センターにご相談ください。

- ・高齢者
- ・糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPD等)の基礎疾患がある方や透析を受けている方
- ・免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方

◎帰国者・接触者相談センター(県北保健所 平日9~17時) TEL024(534)4108

※時間外、土日祝日については、上記の電話番号にお掛けいただき、案内にしたがって、ご連絡ください。緊急携帯電話等での対応となります。

◎福島県相談専門ダイヤル(平日9~21時) TEL024(521)7871



市ウェブサイト
新型コロナウイルス感染症関連ページ

新型コロナウイルス感染症の状況は、日々変化します。

最新の情報については、市ウェブサイトでお知らせしていますので、ご確認ください。

※感染症は、どんなに予防をしても、誰でもかかる可能性があります。感染者の方やそのご家族に対して、差別をしない、させないようお願いいたします。



二本松市新型コロナウイルス感染症相談センターを開設しました

4月8日、二本松市新型コロナウイルス感染症相談センターを開設しました。

設置場所

健康増進課(安達保健福祉センター内)

電話番号

☎(55)5109

相談受付時間

平日 午前8時30分～午後9時

休日 午前8時30分～午後5時15分

相談受付内容

相談内容は、症状の有無や渡航歴等、感染予防の方法、2次感染の予防についてなど、市民の新型コロナウイルス感染症に対する相談全般となります。

相談内容によっては、県の相談窓口をご案内することがありますので、ご了承ください。

二本松市内で感染者が発生した場合の公表の流れについて

市民に新型コロナウイルス感染症が発生した場合、まず、県北保健所に情報が届けられ、市には県北保健所から連絡が来るようになります。その場合、公表は県の発表後となります。

市内感染者の公表について

市内の確定患者数が少ない状態で、確定患者に関連する情報を公開することが、市内の感染防止に効果があると考えられる期間に限り次のとおり公表します。

なお、個々の確定患者の症状や行動の内容により、県北保健所等関係者と協議の上、個別に対応します。

- (1) 確定患者に関する情報
 - ① 確定患者の属性(性、年齢、職業、居住地域等)については、福島県が公表する情報と同様とします。

- ② 確定患者の勤務先等については、不特定多数の者が日常的に利用するような勤務場所等、発症後も勤務していることが確認された場合は、その勤務先等と協議の上、勤務先等を公表します。
- 市有施設や市役所庁舎等であつて、右記の条件に当てはまる場合は施設名等を公表します。
- ③ 確定患者の勤務先等で、市立小中学校、幼稚園、保育所等名称を公表しないことによつて、多くの市民に不安が生じる恐れがある場合は、公表します。
- ④ 確定患者の住所については、公表しません。
- (2) 確定患者の利用した公共交通機関等の公表について
 - 確定患者が、発症から県北保健所が把握するまでの間に利用した公共交通機関

等については、クラスター感染の防止など、公衆衛生上の必要性を前提に、個人のプライバシーの確保、社会システムの維持等を勘案し、公表の内容を決定します。

その場合、国や福島県との整合性を図ります。また、その他の利用施設については、この考え方に準じて公表の内容を決定します。

濃厚接触者に関する情報について

- ① 濃厚接触者に関する個人情報 は公表しません。
- ② 濃厚接触者はPCR検査結果で陽性と判断された段階で確定患者として公表の対象となります。

公表の方法

- ① 公表は市長発表とし、福島県の発表後に実施します。
- ② 公表の内容は、速やかに市ウェブサイトなどで情報発信します。

この基準については、今後の状況の変化や国県の方針を踏まえて変更することがあります。

◎問い合わせ:

健康増進課予防係

☎(55)5109

Fax(23)1714

